

中間指針追補(自主的避難等に係る損害について)の概要  
(平成23年12月6日 原子力損害賠償紛争審査会)

[基本的考え方]

- 本中間指針追補の対象となる者については、
  - ・ 事故発生当初の十分な情報がない時期は、大量の放射性物質の放出による被ばくへの恐怖・不安を抱くことは、年齢等問わず一定の合理性が認められる。
  - ・ 事故発生からしばらく経過後は、放射線量等に関する情報がある程度入手できるようになった状況下であり、少なくとも子供・妊婦の場合は、放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されていることから、被ばくへの恐怖・不安を抱くことは、一定の合理性が認められる。
  - ・ 上記恐怖・不安による自主的避難のみならず、自主的避難を行わずに滞在し続けた者にも賠償すべき損害が認められる。
- なお、本中間指針追補の対象以外の損害についても、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る。

[自主的避難等対象区域]

発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、政府等から公表された放射線量に関する情報、自主的避難の状況等を総合的に勘案して対象区域(以下の市町村から避難指示等対象区域を除く)を明示。

県北地域	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村
県中地域	郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町
相双地域	相馬市、新地町
いわき地域	いわき市

※避難指示等対象区域

南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村、いわき市の一部、田村市の一部、伊達市の一部及び川俣町の一部

[損害額]

- 自主的避難者及び滞在者の損害について、精神的損害と生活費増等を一括して一定額を算定し、同額とすることが公平かつ合理的。
- 具体的には、事故発生時に自主的避難等対象区域内に住居があった者の損害額は以下を目安とする。

対象区域内に住居していた子供・妊婦	40万円
	(事故発生から本年12月末までの損害)
〃	上記以外の者
	8万円
	(事故発生当初の時期の損害)

※ 避難指示等対象区域内に住居があった者についても、自主的避難者や滞在者に準じて本中間指針追補の賠償の対象とし、対象期間に応じた額を損害額とする。